

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 寺西、榎本
電話直通 5344-1109

平成19年10月17日
社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 老齢基礎年金に係る振替加算の事務処理誤り

① 概要

平成19年4月に離婚時の年金分割制度が施行されたところであるが、これにより、第1号改定者（例えば夫）から譲渡された「みなし被保険者期間」が、第2号改定者（例えば妻）の被保険者期間と合わせて240月以上となった場合、第2号改定者本人の老齢基礎年金に加算される振替加算は支給停止とすることとされている。

今般、第2号改定者本人の被保険者期間とみなし被保険者期間を合わせた期間が35歳以上で180月以上240月未満となる方について、本来は、中高齢の期間短縮措置（240月みなし）は適用されないにもかかわらず、これを240月みなしとして振替加算を支給停止としたため、未払いが生じていることが社会保険事務所の照会により判明した。

※1 第1号改定者： 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者で、標準報酬が減額改定される者

※2 第2号改定者： 第1号改定者の配偶者であった者で、標準報酬が増額改定又は決定される者

※3 みなし被保険者期間： 離婚分割によって譲渡された厚生年金保険の被保険者期間

② 原因

平成19年4月施行「年金分割制度の創設（離婚時分割）」のシステム開発におけるプログラムの一部に不具合があったことによる。

③ 影響

3件（未払い総額 約14万円）

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びしたうえで、11月15日に未払い分を支払うことをご了解をいただいた。

なお、プログラム修正は速やかに実施予定。

<事案2> 年金時効特例法に基づく年金の給付誤り

① 概要

社会保険業務センターにおいては、本年7月6日に施行された年金時効特例法に基づき支給手続きをされた方について、速やかに、時効消滅した年金額を計算し支給決定を行うこととしているが、今般、10月15日に支払われた方の一部について、年金の過払い等が生じていることが判明した。

- (例1) 同一人の時効消滅期間にかかる支払処理を重複して行ったため、過払いが判明。
- (例2) 時効該当年月を誤って支払処理を行ったため、過払いが判明。
- (例3) 遺族厚生年金の時効特例給付にかかる申請に対して、同一人の老齢厚生年金のものと誤認して支払処理を行ったため、指定の金融機関とは別の本人口座（老齢厚生年金の支払口座）に振込まれたことが判明。

② 原因

時効特例法にかかる事務処理において、審査時の確認及び入力処理後の最終確認作業が不十分だったことによる。

③ 影響

過払い 7件（総額 約96万円）
支払金融機関の指定誤り 1件（本人の別口座）

④ 対応

過払いの対象者7名の方には、個別にお詫びを行い、正しい支払額をお知らせしたうえで、後日、過払い分を返納していただくことをご了解をいただいた。

また、支払金融機関の指定を誤った対象者の方には、個別にお詫びを行い、ご了解をいただいた。